



もう済みましたか？

P
R
T
R

の届出は

届出
期間

令和8年4月1日～6月30日

一定の業種や要件に該当する事業者は、化管法*1における化学物質排出移動量届出制度（PRTTR制度*2）に基づき対象化学物質の排出量、移動量の届出が義務付けられています。

* 1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
* 2 Pollutant Release and Transfer Register



PRTR 制度および届出方法についての
お問い合わせ先

▶ 経済産業省
Tel. 03-3501-1511（代表）



化学物質排出把握管理促進法 検索

▶ 環境省
Tel. 03-3581-3351（代表）



PRTR インフォメーション広場 検索

▶ 各都道府県等
PRTR 担当窓口



電子届出が
おすすめですよ！



PRTR 電子届出 検索

